



6 月 号
 定価 6 円
 行 所
 豊 栄 町 中 央 公 民 館
 印 刷 所
 下 越 出 版 社
 新 潟 田 市 寺 町 裏 電 2284

◆ 六月号主要記事
 ・きよ出制の国民年金
 ・農村振興五カ年計画
 ・住宅金融公庫貸付地域拡充
 ・商工会で優良従業員を表彰

きよ出制国民年金が始まります

届出は十月一日から

今年の十月一日から、国民年金のきよ出制が始まりますが、このきよ出制は、強制加入と任意加入の二つがあり、加入した人は、保険料を納めることとなります。

きよ出制国民年金のあらましは、次のとおりです。

一 国民年金に加入する人

一 強制加入
 昭和三十六年四月一日現在で二十才から満四十九才までの日本国民は、恩給、厚生年金、船員保険、共済組合制度などに加入している人や、老令、退職、障害などの理由で年金を受けることのできる人を含めて必ず加入しなければなりません。

二 任意加入
 次のような人は、一応加入者から除かれますが、希望すれば加入することができます。

イ 昭和三十六年四月一日現在で満五十才から満五十四才までの人
 ロ 恩給、厚生年金、船員保険、共済組合制度などに加入している人の配偶者

ハ 老令、退職、障害などの理由で年金を受けることのできる人
 ニ 遺族年金、軍人軍属関係の死亡による扶助料、遺族給付金、未補還者留守家族手当などの年金をもらっている人及びその配偶者
 ホ 大学、高等学校の学生、生徒（定時制、夜間制）、通信教育を受けている人は強制加入です。

二 届出
 今年の十月一日から届出が始まりますので、十月になったら町役場へ届出ると国民年金手帳が交付され、来年の四月から保険料の納入が始まることとなります。

三 保険料
 国民年金に加入した人は、保険料として二十才から満三十四才までは一月百円、満三十五才からは一月百五十円を必ず納めなければなりません。

農業委員選挙人

名簿登録者数

(35年4月1日現在)

	男	女	計
葛木	1,158	1,299	2,457
塚崎	1,765	2,008	3,773
方浦	1,336	1,495	2,831
岡長	1,495	1,696	3,191
合 計	5,754	6,498	12,252

農業委員の基本選挙人名簿は12月1日現在で調整され3月5日に確定しますが、浜浦部落の分町で男女合わせて155名が新潟市へ移送されました。現在の委員は7月19日で任期が満了となりますが、ではこの選挙を統一して7月15日に投票を行う予定なので、この町も7月15日に投票を行うこととなります。

新町建設審議会新発足

町村合併後の実情、特に旧長浦村の合併に際しての情勢の変化に際して、町建設計画のたて直しをするため、町ではかねてから新町建設審議会委員の人選を行なっており、四月二十六日に第一回の委員会が開かれました。

- 委員長 金子 福作
 会長代理者 長谷川 喜平
 委員 小池 兵一、坂田 一夫、風間 豊、小林 豊、高橋 豊、芳賀 銀次郎、柄沢 忠章

この委員会は、町長の諮問に依り、今後の町の基本的な方針となる新町建設計画に

りません。
 (1) 保険料の免除
 次のような人は、法によって納めなくてもよいとされています。
 イ 障害年金、母子福祉年金の受給権者
 ロ 生活保護法による生活扶助を受けている人
 ハ 国立のらい病養護所その他の施設に収容されている人
 (2) 次のような人は、申請して知事が認めた場合は納めなくてもよいとされています。

イ 所得のない人
 ロ 本人または世帯のなかの他の人が生活保護法による医療扶助、教育扶助、住宅扶助などを受けているとき
 ハ 障害者や未亡人であって、年間の所得が十三万円以下の人
 ニ 保険料を納めるのが困難な人
 2 保険料の納め方
 国民年金印紙を買って国民年金手帳にはりつけ、それを納期限までに町役場へ提出して検認を受けるという、いわゆるスタンプ方式になっています。
 なお、保険料を滞納した場合には、国税滞納処分の例によって強制徴収されることになっています。

支所の区域を変更

兄弟堀、新井郷、上下土地亀の一部を役場扱いに

五月一日から役場支所の取扱い区域がかわることになりました。これは、両方支所の取扱い区域から兄弟堀、長浦支所の取扱い区域から新井郷、上下土地亀、上下土地亀のうちの川前を役場本庁の取扱い区域に変更するもので、これらの部落は、距離的に支所より本庁に近く、以前から本庁の取扱い区域に変えてもらいたいと要望されていたのが、去る四月七日の第一回定例町議会の最終日に議決を見たものです。これにより、戸籍、配給を始め一切の事務が、本庁で取扱われることになりました。